

○議長（森田治男君） 以上で報告は終わりました。

○議長（森田治男君） 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期につきましては、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 指田保雄君登壇）

○議会運営委員長（指田保雄君） おはようございます。

御指名をいただきましたので、去る二月二十七日に開催いたしました議会運営委員会の結果について御報告申し上げます。

○まず、本定例会に提案される議案につきましては、市長から二十一件の議案が送付されており、ほかに陳情書一件が提出されております。

一般質問については五名の議員から通告されておりますが、また六十二年度に当たり、市長から施政方針演説の申し出もなされております。

次に、日程の順序でございますが、先例に倣いまして、市長の施政方針演説を冒頭をお願いし、その後一般質問、議案の審議をお願いすることとし、お手元に御配付の日程表のとおり編成をいたしました。

次に、議案の取り扱いについてでございますが、お手元に御配付の付託表のとおり、各委員会に付託し審査を願うことといたしました。

また、昭和六十二年度福生市一般会計予算につきましては、特別委員会を設置し、これに付託して審査を願うことで議運としては決定をいたしております。

次に、会期についてでございますが、一般質問の通告時間、議案の審議時間等を勘案の結果、本日と明日の二日間本会議をお願いすることとし、その後における委員会の審査時間等を検討した結果、最終日を十九日とする十五日間とすることに決定をいたしました。

次に、全員協議会がありますが、理事者側からの申し出があり、また議会側も御協議願うこともありますので、市長の施政方針演説の後に開催することにいたしました。

以上でございますが、本定例会は新年度予算を審議する極めて重要な議会でありますので、議員各位の特段の御協力を賜り、円滑に運営されますようお願い申し上げます。報告といたします。どうもありがとうございます。

○議長（森田治男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、三月五日から三月十九日までの十五日間と決定いたしました。と思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって、会期は十五日間と決定いたしました。

○議長（森田治男君） 日程第三この際、市長から昭和六十二年度の施政方針演説についての申し出がございましたので、これを許します。

（市長 田村匡雄君登壇）

○市長（田村匡雄君） 大変貴重な時間をお許しをいただきまして、まことにありがとうございます。

昭和六十二年第一回市議会定例会の開催に当たり、昭和六十二年度の市政運営等につきまして、私の所信と施策の大綱について述べさせていただきますと存じます。

時の流れは速く、本議会が構成されてからはや四年の年月が過ぎようとしております。この間、議員各位におかれましては福生市発展のため大変な御尽力、御指導を賜りました。この時期は、経済・社会状況の大きな流れの中で、国、地方とも行政のあり方の見直しが大きな課題となり、諸制度の変化も多く多難な年月でありました。その中で、本市は、一昨年には市制施行十五周年を迎えることができ、下水道の完成また福生駅自由橋の改築等都市基盤整備も着実に進展いたしました。これもひとえに、市発展のために全力を傾注された議員各位のおかげでございます。衷心より厚く御礼申し上げます。次第でございます。また、市長といたしまして私に寄せられた御支援、御協力に心から感謝を申し上げます。

さて、本市はあと三年で市制施行二十周年を迎えることとなり、さらに二十一世紀を迎える年には三十周年を迎えます。多くの皆様の御尽力によって営まれてきた我がまちの伝統の上に立って、より確かなまちづくりの方向を見定

め、着実な努力をしていくべき時期であると考えております。

御案内のとおり、国にあっては税制改革等を含む各種の見直しを検討され、東京都においては新長期総合計画による都政が展開される等、経済・社会状況の潮流の中で、その対応が図られようとしております。

高齢化、情報化、国際化等、社会・経済状況の大きな流れの中で、加速されるさまざまな変化に対応していけるようにするために、私は、昭和六十二年実施策の第一に、昨年から進めております修正基本計画により計画化しました事業の着実な実施を図ってまいります。

第二に、これからのまちづくりの方向を見定めていくための検討の素材として、基礎的な各種調査、研究を進めてまいりたいと考えます。

第三に、国の税制改革が国会で論議されておりますが、後ほど御提案申し上げます昭和六十二年当初予算案では、本年度予算編成を早めたこともあり、現行制度の歳入の見積もりを行いました。今後の推移によって、また御相談をさせていただくこともあろうかと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

いずれにいたしましても、国の一般歳出の伸び率五年連続ゼロ%にあらわれているように、困難な状況下ではございますが、財源の確保に全力を挙げて努力してまいりたいと存じます。

この点、特に議員各位の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

第四に、財源の重点的、効率的配分は今後ますます大切になってまいります。行政改革審議会からいただいた答申内容をもとに、現在、行政改革推進本部で実施のための詰めを進めておりますが、当面取り組めるものについては、六十二年年度で反映させてまいります。

第五に、基地問題につきましては、今までどおり基地及び関係機関と綿密な連絡をとりながら、引き続き安全性の確保と周辺整備に努力してまいりたいと思っております。

さて、後ほど御提案申し上げます昭和六十二年当初予算案につきましては、以上のことを踏まえて編成いたしました。その概要につきまして御説明申し上げます。

一般会計の総額は百二十七億七千六百万七千円で、前年度と比較いたしますと四・三%、約五億二千万円の増となります。また、特別会計を合わせますと百八十四億七千五百八十九万四千円で、前年比七・七%、約十三億円の増となります。

歳入面では、基本的に本年度の実績をもとに各項目の歳入を見積もりましたが、国民健康保険税及び保育料については、諸般の事情から改訂をさせていただきたく、御理解を賜りたく存じます。

歳出面につきましては、主な新規及びレベルアップの事業を中心に申し述べさせていただきます。

健康で幸せな市民生活を守るための施策として、地域防災倉庫の設置を引き続き進め、地域配備の防災用備品の整備を行い、また自主防災組織に対する補助制度を新設いたしました。

日ごろ、御苦勞をおかけしている消防団につきましては、報酬、出勤手当、活動交付金の引き上げを図り、青梅線以東の防災体制につきましても引き続き検討させていただきます。

駐輪対策につきましては、福生駅西口駐輪場の新設とともに、整理員を増員し整理、指導を進めてまいりたいと思っております。

ごみ処理につきましては、不燃ごみ圧縮減容機を設置し、処分地を長く使えるようにするほか、ごみ減量の推進のため資源再利用実施団体の皆様の御協力をいただくよう奨励報償金の範囲を広げるとともに、額を引き上げることといたしました。

保健・医療面では、成人健康審査、機能訓練等の一層の拡充を図りたいと存じます。

福祉面では、福祉事業の内容をわかりやすく紹介するパンフレットの作成や、総合福祉センターについて内部プロジェクトによる調査、研究をさせたいと思っております。

児童福祉面では、大変な御協力、御指導をいただきましたが、都立保育園の移管に伴い、事業を委託する経費を計上することといたしました。

老人福祉面では、敬老関係事業のレベルアップのほか、緊急通報システムの試行的実施や老人マッサージサービス等、新規事業も組み込んでおります。

魅力にあふれる住みよいまちをつくるための施策として、土地利用等につきましては、用途地域見直しのための調査、引き続き熊川地区土地区画整理事業に向けての経費、さらに福生駅西口広場公園等の整備を進めさせていただきたいと存じます。

並道路につきましても、引き続き整備を進めるほか、都市計画道路の基本計画を都とともに策定するための調査、研究を

進めます。

また、下の川沿い道路の整備のため、所要の事業を進めてまいります。

なお、懸案となっております各種建設にかかわる事業につきまして、その方向づけを得るべく建設関係施策に伴う諸調査費を計上いたしました。諸調査結果を待つて施策決定をしまいたいと存じます。

公園・緑地につきましては、中福生公園、熊川緑地の新設のための用地買収を進めてまいります。また、田園地区の土地の有効利用を図るため、自由広場整備も進めたいと存じます。

緑化につきましては、樹木・生け垣保全奨励について本年からの事業のほか、樹名板の設置等を進めてまいります。

下水道事業につきましては、おかげさまで汚水については完成を見ましたので、引き続き下の川改修及び下水道への切りかえ促進に意を用いてまいりたいと存じます。

商工業の関係では、一六号線沿いの商店街の助成を進めるほか、福生駅周辺商店街の活性化の方向を探るための調査を行いたいと存じます。

また、七夕・桜まつり等の行事については、さらに振興させていただくべく考えております。

豊かな人間性と文化をはぐくむための施策として、幼児教育関係事業のレベルアップを図り、また学校教育面でも教育諸条件の改善をさらに進めてまいりたいと存じます。

社会教育・文化振興面でも、諸条件の改善を進めるほか、その事業内容の充実を図ってまいりたいと存じます。

社会体育の振興面では、屋内外体育施設の改善等を進めて、さらに利用していただけるようにするほか、(仮称)熊川地域体育館の完成に向けて外構ほか所要経費を計上いたしております。

自主的なまちづくりをさらに進めていただくようにするため、町会会館運営費補助制度等も新たに設けることといたしました。

既に申し述べました各種調査とともに、本市の今後のあり方を明らかにするための素材として、本市の現況や可能性を明らかにする現況調査も実施してまいりたいと存じます。

さらに、本年は幾つかの選挙が予定されておりますので、遺漏なきを期したいと存じます。

既に申し述べましたとおり、国全体の施策等の中で、難しいことも多いかと思われませんが、議員各位並びに市民の皆様

の御協力、御指導を得て、福生市の発展と市民の皆様の幸せのために全力を挙げて努力してまいる所存でございます。

終わりに臨み、改めて議員各位の御指導、御協力に深甚なる謝意を申し述べますとともに、明年度もより一層輝かしい一年を招来できますよう、今後の御支援、御協力を切にお願い申し上げます。私の所信の発表といたします。

大変ありがとうございました。

○議長(森田治男君) 以上で市長の施政方針演説は終わりました。

○議長(森田治男君) 暫時休憩いたします。

午前 十時 十九分 休憩

午前十一時三十六分 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長をして報告いたさせます。

○議長(井上議会議務局長報告)

一、意見書の受理について(別添参照)

○議長(森田治男君) 以上で報告は終わりました。

ただいま報告された議案の取り扱いにつきましては、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 指田保雄君登壇)

○議長(森田治男君) 御指名をいただきましたので、先ほど開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

本日、追加議案として意見書が一件提出されました。

なお、その取り扱いについては、本日の日程第四の前に追加日程として先議をお願いし、慎重審議の上即決することと議運としては決定をいたしておめます。

【議事録】甚だ簡単でございますが、よろしくお願い申し上げまして御報告いたします。

○議長（森田治男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

新たに提出された議案を本日の日程に追加し、先議いたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって新たに提出された議案を本日の日程に追加し、先議することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（森田治男君） 追加日程第一議案第三十五号新型間接税（売上税）導入の反対に関する意見書を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

（二十三番 田村市郎君登壇）

○二十三番（田村市郎君） 御指名をいただきましたので、議案第三十五号につきまして提案の説明を申し上げます。

政府におきましては、税制調査会の答申を受けてマル優や少額貯蓄非課税の廃止を含めた新型の間接税と言われる売上税を導入しようとしておる。これに対しまして、国民の世論あるいは商工業者と中小企業者から大きな反響と導入反対の運動が全国的な規模で起こっておりますことは周知のとおりでございます。

この売上税は、最終的には消費者に販売する物品やサービスに課税することになり、税負担を消費者に転嫁するものであるということですが、また、それだけに低所得者層にとっては負担が重くなり、生活の圧迫は目に見えておるよう我感到るものであります。また、競争力の弱い中小企業者、物品販売業者にとっても深刻な問題であると考えられるものであります。しかも便乗値上げと物価の高騰のおそれも考えられ、円高による日本経済の低迷に油を注ぐことになるかもしれません。

このような理由から、この新型間接税と言われる売上税の導入については、政府においては現今の世論の動向等を踏まえ、慎重に対処すべく本意見書を超党派の御賛同をいただきまして、当市議会としても意志を明示するために提案したものでございます。

なお、マル優や少額貯蓄非課税制度の廃止につきましては、御承知のとおり昨年の九月定例会において反対の意見書を

すでに可決しておりますことを申し添えておきます。

よろしく本案を御審議を賜り、原案のとおり御可決くださるようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。

（拍手）

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十五号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十五号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（森田治男君） 日程第四一般質問を行います。

一般質問については、既に通告されておりますので、通告の順に従い発言を許します。まず、十一番原 敏子君。

（十一番 原 敏子君登壇）

○十一番（原 敏子君） 一般質問をさせていただきます。

まず初めに福祉行政について、今後の老人福祉についてお尋ねいたします。

私は、これまで老人福祉の施策について何度もこの一般質問で取り上げ、質問をしてきましたが、今回は老人福祉全般にわたり質問をさせていただきます。

お年寄りの福祉の充実は、今大変求められています。ところが、自民党政府は、充実どころかお年寄りいじめの政治を行っています。老人福祉法第二条は、老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきたものとして敬愛され、かつ健全で安楽な生活を保証されると明記されており、国がお年寄りの健康に責任を持つことは当然であります。しかし、老人医療

費を見ましても昭和五十八年二月以来有料化され、そのためお年寄りが受診を控えざるを得なくなり、その結果、疾病の早期発見のおくれから、重症化するお年寄りがふえています。

また、ことし一月一日から老人保健法の改悪に伴って、老人自己負担が外来の初診料を二倍の八百円に、入院は一日四百円、期限なしにし、一年入院した場合は八倍となる引き上げを行いました。このお年寄りの医療費自己負担額の引き上げによって、国の負担は六十二年度で三千四百四十二億円も軽減されています。お年寄りにとってこの自己負担増はどのようなものであるかは、毎日新聞の一月二十日投書でも明らかです。どんなにつらいお金であるか、支払う段階に来てひしひしと感じる。月四百円の値上げというけれど、涙の出る思いだと訴えています。このように老人福祉法とは全く逆の政治を行っているのが現状です。

こういう国の政治だからこそ市政でお年寄りの施策を充実することが求められます。一つには、老人入院見舞金制度の新設です。町田市に続いて、立川市でも来年度から入院見舞金制度の条例がこの三月議会に提案されると、新聞報道がされています。当福生市では町田市と同じ制度を実施すると試算した場合、二百五十八万五千円で実現できます。お年寄りの命と暮らしを守るために実施すべきと思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

二点目に、市の施策で、お年寄りのデイ・ケアの実現についてどのように考えられているかお尋ねいたします。

三点目、お年寄りの地域交流を図るため、老人憩いの家の設置についてどのように考えられているか。

四点目、寝たきり老人の施策充実についてお尋ねいたします。今、行っている寝たきり老人の施設の拡充についてどのように考えられているか。

そして五点目、痴呆性老人の施策について、託老所でもいうものの設置が必要と考えますが、どのように考えられているかお尋ねいたします。

以上、高齢化社会に向かっての福生市の老人福祉対策について、明快な答弁をお願いいたします。

次に、教育行政について、仮称四中建設と四十人学級についてお尋ねいたします。

私は、仮称四中建設と四十人学級の必要性を、一昨年の十二月議会でも質問いたしました。早期に四中建設と四十人学級が求められている現在、再度この問題を質問いたします。

今の子供たちの状況は、マスコミなどの影響で小学生のころから思春期が始まっています。ある教育評論家により

と、思春期というのは、要するに独立的な内面の世界がより本格的に形づくられ始めたということだそうです。しかし、この時期ではそれがまだ極めて不安定で動揺が甚だしく、絶えず価値感が揺れ動いて、時にはまるで正反対の言動になってあらわれます。例えば、極端に見識的な行動と、逆に排他的で自己中心的なそれが交錯するといったぐあいです。また、そういう自分の状態がわかっているわけでもないから、人にそれをわからせる力も、また、人の言うことも受け入れるゆとりもなく、ただ自分の気に入らない言葉や態度に激しく反発するだけです。そんな状態からかなり抜け出て、自分の考えをそれなりに持ちながら人の話も一応聞けるようになるのは、普通、高校の卒業期前後あたりからであると、このように言われています。

このように、中学生というのは思春期の一番難しい時期であり、体は大人でも考えることと子供はまだまだ親や先生に甘えたいというように心身のバランスがとれていません。しかも子供たちには高校受験という初めての試験があります。どの子も高校受験が重くのしかかっている時期でもあります。このような状態に置かれている中学生にとって、大人の私たちがしなければならぬことは、すべての子供たちに行き届いた教育を受けさせることです。高校受験という初めての試験に耐え、人間的にも大きく成長するよう見守ってやるのが大切ではないでしょうか。中学生は、自分では大人だと思っている子供も少なくありません。先生と親で暖かく見守り、何でも相談できるような雰囲気をつくり、時には甘えられても受け入れる姿勢が必要だと思います。

しかし、福生の中学校の現状を見ますと、とてもそんな状況をつくり出すことが大変な状態にあります。生徒数を見ましても、一中が八百八十五人、二中が九百六十人、三中は五百三十一人と、一中と二中ではマンモス校化しています。二中で言えば九百六十人も生徒がいれば、いかに教育熱心な先生でも一人一人の生徒の名前は覚えられないでしょうし、生徒全体に行き届いた教育を願っても、それはそれは大変なことだと思います。学力の差が出る中学生に対して、四十人学級を実施し行き届いた教育をするためにも、四中を早期に建設することが求められています。

未来ある子供たちに、また将来の福生市を背負って立つ福生の子供たちに、すばらしい教育を受けさせたいと思願うのは私だけではありません。中学校の今の現状を変えるために、行政として今やるべきことをやらないで放置しておくことは、後で後悔することにもなりかねません。四中早期建設と四十人学級実施について、市長の見解をお尋ねいたします。

三点目に、公園の設備充実についてでございます。

公園は、小さな子供たちからお年寄りまでを対象にした市民の憩いの場であります。すなわち公園は全市民の憩いの場であり、また、毎日多忙をきわめる市民の安らぎの場でもあります。行政としては、公園の設置や公園の設備の充実については努力されてきているようですが、市内の公園を一つ一つ見ますと、まだまだ不十分さが目につきます。

例えば、団地の中にある公園は、まだにトイレもなく、水道の設備すらありません。加美平団地では四カ所の公園があります。その全部にトイレも水道もついていないという現状です。しかも、公園内の砂場の補充まで、団地住民の共益費で賄っているということです。団地の中にある公園も、その他市内にある公園でも、特定の人を対象にした公園ではありません。市内にある公園と同じように市民は利用しています。どのような形態で設置されている公園でも、公園には変わりありません。団地内の公園に、他の公園と同じような設備の充実をすべきと思います。特に早急にトイレと水道の設置をすべきではないかと思いますが、市長の見解をお尋ねいたします。

最後に、米軍横田基地について、チームスピリット87についてお尋ねいたします。新開地区の米軍基地は、ことしも二月十九日より米韓合同軍事演習チームスピリット87が五月初旬までの予定で行われています。チームスピリット演習は、アメリカがベトナム戦争で完敗した翌年の一九七六年から、毎年春行われています。核戦争をも想定したこの演習は、こととして十二回目となりました。チームスピリット87は、横田基地を初めとする在日米軍基地の指揮、通信、出撃、中継、補給など全面的にその機能を発動します。チームスピリット演習は、回を重ねるごとに日本を核戦場化し、戦争体制づくりの重大な進展をもたらすものです。

八十日間のこの演習は、軍用機のタッチアンドゴー訓練や飛来機がふえることによって離着陸が多くなり、それに伴い市街地上空飛行もふえています。二月二十五日は、五分に一回の割で頭の上を軍用機が飛んでいました。このようにチームスピリット87演習は、横田基地への飛来機がふえ、またタッチアンドゴーなどの訓練により市街地上空を常に飛んでおり、市民生活は脅かされています。市民の命と暮らしを守るべき市長は、この米韓合同軍事演習チームスピリット87についてどのように考えられているか、まず一点お尋ねいたします。市長は、この米韓合同軍事演習チームスピリット87について、米軍や防衛庁から、この演習について事前に連絡があったかどうかということと、三点目、市長はこの演習に対して、米軍や防衛庁に何らかの意思表示をされたかどうかお尋ねいたします。市長は、この演習について、私の一般質問といたします。

○議長（森田治男君） 一時まで休憩いたします。

午前十一時五十五分 休憩

午後一時 一分 開議

○議長（森田治男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 田村匡雄君登壇）

○市長（田村匡雄君） 原議員さんの一般質問にお答えをいたします。

最初に第一点目、老人福祉について、今後の老人対策についてお答えいたします。

現在、当市における人口の高齢化は急速に進んでおります。今や人生五十年時代に形成された既存の諸制度や諸慣行を見直し、人生八十年時代にふさわしい福祉社会を築き上げていかなければならない時を迎えております。私は、このような時代を迎え、市民が健やかに老いることができる、しかも長生きを喜ぶことのできる潤いと活力のある社会をつくり出すことが極めて重要であり、このための諸条件整備をしていかなければならないと考えております。

御質問の老人入院見舞金制度については、検討する余地はあると思いますが、老人保健法の改正も低所得者に配慮し、一部修正されましたので、現段階では寝たきり老人や痴呆性老人の予防対策にも関連するヘルス事業の徹底を、まず第一に考えたいと思っております。

次に、契約老人に対するデイサービスについては、生活の助長、孤立感の解消、心身機能の維持の向上や家族の精神的負担の軽減を図るために大切な施設であり、総合福祉センターの建設計画とあわせ検討していきたいと考えております。また、老人憩いの場についても、総合福祉センターと小学校区ごとの地域会館の活用により対応したいと考えております。寝たきり老人の対策としては、現在、老人福祉手当、入浴サービス、訪問看護、栄養指導、健康検査等を実施しております。国も新たに老人保健施設の計画を進めていることではありますが、今後は、これらの施策とあわせて在宅介護対策の充実を考えていかなければならないと考えております。

次に、痴呆性老人対策でございますが、当市では東京都の施策であります痴呆性老人短期保護事業等により実施しておりますが、その予防と相談については福生保健所が行っております。しかしながら、ますます高齢化が進む中で、痴呆性

老人数も増加しておりますので、今後その対策といたしましては、本年十月に開設予定であります社会福祉法人による特別養護老人ホームへの事業の協力をお願いしていくとともに、予防や相談については保健所と連携を密にいたしまして、これらの対策を考えていきたいと思っております。

教育行政につきましては、仮称第四中学校の建設と四十人学級については、教育委員会より答弁をいただきますのでよろしく願います。

次に、公園について、公園の整備充実についてでございます。

公社、公団の用地内に設置される公園設備の充実についてのお尋ねでございますが、このことにつきましては、以前にも小野沢議員さんから同じような御質問をいただいております。団地内の共同設備の維持管理費などいろいろな費用が共益費によって賄われていることは承知しております。前回も御答弁申し上げておりますが、公園そのものが公社の所有であり、加美平団地においても公社が維持管理を行っているものであります。公社側では将来の建替え等も考慮して一定の広場を確保しておく必要から、所有権の譲渡はできないという方針は現在でも同じでございます。

このような状況からして、市といたしましては公社から譲渡を受けない限り、設備の充実等についてはできない現状でございます。この件につきましては、今後、公社側の建替え計画等の時点で、御質問の趣旨を含めて協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、米軍横田基地について、チームスピリット87についてお答えいたします。

米韓合同演習チームスピリット87につきましては、二月の十三日、横田基地司令官と面会しました際、本年も二月の十九日から五月初旬までの予定で実施される旨、口頭で連絡を受けました。この件につきましては、いつも申し上げておりますように、内容が軍事的、国際的な問題でございまして、私といたしましても特に策はございませんが、御指摘のように訓練期間中は飛来回数もふえることが予想されますので、騒音ですとか安全性、特に事故防止に万全を期すよう申し入れをしておるところでございます。

答弁にかえさせていただきます。

○教育次長（須崎 進君） 自席からお許しをいただきました。仮称第四中学校の建設と四十人学級について御答弁を申し上げます。

仮称第四中学校の問題ですが、児童・生徒数の現況の推移を申し上げますと、福生市につきましては、小学校の児童数は昭和五十六年の四千九百九十一人がピークで、昭和六十一年度は四千五百十八人で、四百七十三人、九・五％減少となっております。今後、漸減して五年後は四千二百六十六人で、今より五・六％の減少をしていく見込みでございます。

御質問の中学校は今がピーク時で、特に六十二年度は二千四百十四人で、本年度二千三百六十八人で四十六人の増となる見込みでございます。このピークを超えますと、六年後は九・〇八％減で二千百五十五人となり、二百十三人も減少する見込みでございます。

これを中学校の学区別を申し上げますと、第一中学校は、ピークが昭和六十年度の八百五十九人で、昭和六十一年度八百七十九人と十六人減っております。六年後は、現在より百二十八人減の一四・六％減の七百五十一人になる見込みでございます。第二中学校は、六十二年度がピークで九百六十五人、本年度より七人増となる見込みになりますが、三年後は七・三八％減になりまして八百八十八人になる見込みです。六年後は八百三十人で、百二十八人の減で一三・四八％も減っていく見込みでございます。また第三中学校は、昭和六十一年度は五百三十一人おり、昭和六十四年の六百二十四人がピークになり、現在より一七・五％の九十三人ふえる見込みでございます。

以上が、福生市の児童・生徒の状況でございますが、仮称第四中学校を考えますと、やはり第二中学校が中心となりますが、先ほど申し上げましたとおり現在がピークのときで、すぐに急減しますので、今の時点では早期に結論を出すことにはならない現況でございます。

次に、四十人学級について申し上げます。

四十人学級については、昭和六十年の第四回の定例会において、原議員さんからの一般質問に対しまして見通しを御説明申し上げましたところでございますが、児童・生徒の減少区市町村とその他の区市町村と分かれて実施されております。減少の区市町村は、現在、小学校は全学年と中学校の一年生が実施されております。当市はその他の区市町村の中に入っておりますので、小学校は現在一年生が実施され、今後の計画ですと、昭和六十二年度は二年生が対象となり、年次に段階的に実施され、昭和六十六年度にすべての学年に実施される見込みでございます。また、中学校は、昭和六十四年から一年生から年次段階的に実施し、小学校と同じように、昭和六十六年に終わるように計画がなされております。

したがって、福生市におきましてもこの計画に沿って四十人学級を実現してまいりたいと考えておりますので、よ

ろしくお願いいたします。以上です。

○十一番(原 敏子君) それでは自席から再質問をさせていただきます。

まず初めに老人福祉の問題から、老人福祉 市長も、当然これからは高齢化社会が進むので、健やかに老いるという言葉が使われましたけれども、そういう点でとりあえず第一点の入院見舞金制度の実施ですけれども、検討する余地はあるということが言われましたけれども、これはもう少し詰めてお聞きしたいのですけれども、例えば先ほど登壇してお話ししましたように、町田市が今出しています老人入院見舞金制度、それを行いますと、これは試算ですけれども、福生市で同じような条例を使いますと、福生市の予算は二百五十八万五千円、こういうふうに先ほど登壇しても言いましたけれども、これだけあれば入院見舞金制度が実施できるということがあるわけです、町田市の条例を使ってもいい。

これは、市長の今の答弁では、検討する余地があるというふうに言われましたけれども、具体的に老人入院見舞金制度の実施が二百五十八万五千円でできるという点を考えたときにどうなのか、その点を聞かせていただきたいと思うのです。検討する余地があるという言葉は非常にどちらにもとれて、あいまいな言葉になるわけです。ですから具体的に教えていただきたいと思います。お金はあるわけで、二百五十八万五千円が予算上つくれないからできないということではないというふうに思いますから、そのところを教えてください。

デイ・ケアについては、それ以降デイ・ケアとか老人憩いの家とか、それにつきましては、総合福祉センターを充実してというふうな答弁だったと思いますけれども、それでは、この総合福祉センターができなければデイ・ケアや老人憩いの家の設置ができないのかということも、今の答弁を聞いていますとそういうふうに聞こえるのです。この中で今、総合福祉センターがどの時点で、もう例えば六十二年度を予定していて、それでもうこのところ見通しが出てきて、そのところでこういう老人憩いの家とかデイ・ケアがこういうふうにしたいという計画はまだないと思うのですけれども、そのところを教えてください。

もう一つは、デイ・ケアとか老人憩いの家の設置というふうに登壇して質問したわけですけれども、この二つについて必要と思われるというふうには私は思いますけれども、その点をまた聞かせていただきたいと思っています。

それと、老人福祉の四点目の寝たきり老人の施策の関係ですけれども、今やっていらっしゃる入浴とか栄養とか健康検査とか、布団乾燥などもやってもらえますけれども、寝たきり老人ですから当然トイレがあれば、おむつの支

給なんかも二十六市中十六市で今行っているわけです。奥多摩町が町で一カ所やっているわけですけれども、こういうふうなおむつの支給なんかはどのように考えられているのかということと、それとも一つ、寝たきり老人というのは在宅でいるわけです。在宅のその家族の負担は非常に大変になってきているわけで、その介護手当などを支給している自治体もあるというふうに聞いていますけれども、この介護手当を支給していただきたいと思えますけれども、そういうことをまた聞かせてください。

それと、老人福祉の五点目の痴呆性老人の託老所の設置なんですけれども、ことしの十月から特養が開設してその中で何らかの施策ができようかとは思いますが、でも痴呆性というのは非常に難しいと思うのです、痴呆性そのものの特殊性もありますし。それで東京都の試算でいきますと、東京都はこういうふうになっているわけです。六十五歳以上の高齢者のうち、その四・六％が痴呆性老人だろうというふうに都の実態調査の中で明らかになっているわけです。

福生市でいえば、六十五歳以上のお年寄りは三千百七十八人、この議員の便利帳によると三千百七十八人いることになっています。その四・六％は何人かというところ、百四十六人が 市役所がそれだけつかんでおられるかどうかかわかりませんが、都の四・六％という点を計算しますと、百四十六人が痴呆性老人ということが言われるのではないかと、ふうに思うのです。大体痴呆性老人というのは、大体今のところ在宅が多いと思うのです。というのは痴呆性老人のそういう施設が、全都的に見ても非常に少ないですし、入りたいと言ってもなかなか入れない状況だし、入所させるかどうかという点も非常に判断が難しいところに痴呆性老人があると思うのです。痴呆性というものがそういうものだろうと思うのです。そうしますと、例えば保育所みたいな、朝行って夕方迎えに行くというふうなそういう、託老所と呼べるかどうかかわかりませんが、そういうようなものを設置すべきではないかというところ、これからの高齢化社会に向かって特にこういうものが必要ではないかというふうに思うのですけれども、市長の答弁では十月に開設する特養老人ホームに協力してもらおうということですが、これだけでは私は済まないのではないかと思いますけれども、その点どうなのか聞かせていただきたいと思っています。

それと、教育の問題ですけれども、今次長から詳しく答弁いただきましたので、この生徒数の推移からいくと、中学校はまあ三年後、六年後で、二中にしても六年後は八百三十人に生徒数になるから四中が必要ないというふうな答弁があったと思いますが、これは一昨年の十二月議会でも質問したわけです、四中と四十人学級の問題については、私がここで

また再度質問するのは、特に早期に必要ではないかということではあるわけです。ずうっと将来先へ行って子供の数が減るから、だからそれまで今多い分は我慢するんだというふうにはならないと思うのです。

教育委員会ですから、中学校の現状とか小学校の現状などはすべて御承知の上で、こういう答弁がされているというふうに思いますが、今の中学生の実態というのは、たとえばそこで百人違うだけ——二中でいえば総数で今九百六十人が六年後に減るから今の時点では我慢してもらおうというふうに聞こえるわけです。早期に結論を出すことにはならないということは、今のまま六年たつまで待ってほしいというふうに聞こえるわけですけれども、それではそれを百歩譲って待ったとして、今の中学校の現状をどういうふうに解決しようとしているか聞かせていただきたいと思うわけです。現実には、これだけ生徒数がいますと、行き届いた教育というのは受けられないと思うわけです。それで福生の子供が卒業して高校受験をするわけですけれども、福生の子供だけが受験するわけではないわけです。全都の同じ年齢の子供たちが受験をして、都立高校にしても私立高校にしても学区の中で、受験ですから成績のいい子供から順に高校入学は許可されるわけです。そういう中で、やはりその中学の中で一番だとしても外へ出たときにはどうなるかということなんかも踏まえると、やはり行き届いた教育をする必要があるというふうに思うわけです。

これは四十人学級でも言えるわけです。六十四年から始まって六十六年度で終わるんだ。今六十二年度になるわけですね、これから。そうすると、まだ四十人学級を手をつけるのには、まだ二年先にいかなければ手がかないという実態の中で、では今の子は我慢をして、これからの子がよくなるからそれでいいのだというふうにはならないと思うのです。今の子も福生の将来を担う子供たちであって、私はいつの時点でも子供たちはよりよい教育を受けて、やはりどの子も豊かな教育が受けられるという点では、そういう教育をしていくのがやはり行政の仕事ではないかというふうに思いますので、その点今の子たちは我慢してもらおうんだという、今のような状態でこれでベターだと思っていられないと思いますけれども、この事態をどういうふうに解決していこうというふうに考えられているのかどうか聞かせていただきたいのです。

私は、今のような学校教育の中では、四中建設と四十人学級を早期に実現することによって、今のような事態が打破できるというふうに思いますのでこういう質問をしているので、その点のところを聞かせてください。

次に公園の関係ですけれども、確かに何回質問しても、団地は公社と日本住宅公団だから、市のものではないから、公園が市の所有ではないから、これができないのだということを何回も言われますけれども、私ももう何回も言わせてもらいたいのですけれども、そうしますと公園というものはどういふものなのかということからいくのではないかと思うのです。では公園には、加美平団地にしても熊川団地にしても福生団地のあの公園にしても、都営住宅の中にある公園にしても、関係者以外使用お断りというようなそういう立て札は立っていませんし、当然公園ですから子供たちが対象になるわけですけれども、そういう子供たちは、やはり福生の中で生活していれば地域のそういう交流というのがあって、例えば八町内の子供たちが団地へ行って遊ぶ、その団地の公園を使うということが当然あるわけです。しかも団地に住んでいる住民は福生市民でないということはあり得ないわけです。

福生市に当然市税を納め、福生市の中で生活をしているわけです。そこがどうしてここで、これは東京都と市との関係だけです。住民にとっては何ら関係ないわけです。公園を使う側にとって、これは供給公社の東京都の用地の公園だから、東京都の所有の公園だから、これは自分たちが管理しなければならぬということとはどこにもあり得ないです。それから、それで一つ例に出すと、市営住宅の関係で言うと、あれだってそれは市営住宅ですから公園は市の所有のものだから、当然市で維持管理から全部しているわけです。設置もそうですね、トイレも水道も。それで市営住宅にお住まいの方の共益費はそういうところに使われてない、当然のことですけれども。やはりそれを都営住宅だとかこういう公社、公団の住宅にも当てはめるべきだと思うんです。

それは理屈上では所有のものではないからそれはできないんだというのは、これこそ本当にお役所の官僚的な考え方だろうというふうに私は思います。実態とそぐわないやり方がいまだにされている。譲渡ができない限りできないなんて、こんなことでは、やはり市民本位の政治を行うということにならないと思いますから、このところは東京都との交渉次第で何とでも打破できるというふうに思います。このところをどう考えられているか、団地の住民が市民だというふうに考えられてないのかどうか。それと、言ってみれば団地の公園はほかの町会の子供たちが使っていないというふうに考えられているのかどうか聞かせてください。

最後、横田基地の問題ですけれども、チームスピリットを軍事的にも国際的な問題であるということ、市長としては騒音と安全性の主張をするぐらいしかできないというようなことが言われましたけれども、それでは私が質問しました、

司令官から連絡が、米軍や防衛庁から連絡があったかということでは、二月十三日に司令官から口頭であったと。防衛庁からはなかったのでしょうか。それを一つ聞かせてください。

それと二つ目に、では市長は、このチームスピリット87について中止の要請をされたかどうかということ、これをもう一度明らかにしていただきたいと思えます。市長がチームスピリットについてどう考えられているかというのは仕方がないというふうな答弁だというふうに思えますので、それはそれで仕方がないというふうに思われているならそれはそれで仕方ありませんので、それで結構です。

今の横田基地の現状というのは、新聞にも、きのうの新聞ですか、ちょっと報道されましたからおわかりだと思いますけれども、三月三日、アメリカ本土から来たのだらうと思えますけれども、E4B、こういう核戦争用の空中指揮機、これはミスティックスターという――これは前回私も質問しましたけれども、国会議員の松本善明さんが国会で質問した、このミスティックスターというのはとても大変なものなのです。これが国家緊急空中指揮所、大統領の乗る飛行機がE4Bというのです。これが三月三日に横田に飛来してきたわけです。それで、この飛行機は、やはりいざというときに大統領がこの飛行機に乗り指揮統制の通信を行う、こういう飛行機なんですよね。新聞報道にもありますけれども、これまでカーター大統領やレーガン大統領が来日してきたときに、やはりこれが来ているということなのです。

今回なぜ三月三日にこれが横田に飛来してきたかということはまだよくわかりませんが、でも、こういう飛行機が福生の横田へ入ってくるということは、これは本当に核戦争を、核が核の脅威にさらされているということの証明にはかならないというふうに思いますけれども、この点市長はどういうふうに考えられているか。しかも、このE4Bが横田に飛来してきたということを御存じだったかどうかということをお聞かせいただきたいのです。

それと、今行われているチームスピリットなんですけれども、これは二月十九日から始まっていますけれども、こういうことなのです。二月二十四日、横田基地では緊急着陸があったのです。C130Eハーキュリーズという飛行機が、十三時四十五分、これは一時四十五分に、耐爆型走行消防車などが出動して、このC130が滑走路へうまく降りられなかったわけです。緊急着陸したわけです。それで緊急着陸をしたもので、その飛行機は結局その後着陸したまま動けなくなりました。それで自力で移動が不可能になったために、すぐに牽引車が接続して駐機場へ移動をしたということです。これが一回目。

二回目は二月二十七日、やはり夕方四時二十八分に、やはりこの耐爆型走行消防車が出動しました。なぜこれが出動するかというと、もうおわかりだと思いますけれども、緊急着陸でうまく着陸できなかったときに爆発炎上ということがあるわけです。その消火のために、こういう耐爆型走行消防車が出動するわけです。このときもうまいぐあいにそういうふうな爆発炎上ということがなかったからよかったのですけれども、こういうことがこの十九日から始まったチームスピリットの中で、もう二度ほど緊急着陸がありました。

そして、そういう中でこの訓練で二月二十一日、二十三日、二十七日と、これは消防自動車の消火訓練を行っています。これは飛行機が今みたいに緊急着陸や、もしかして落ちてきて、それを鎮火させるための訓練なのです。米軍はもう当然飛行機がそういう事故を起こすかもしれないという訓練も行っているわけです。とても大変危険なチームスピリット87の訓練だと思えますけれども、こういうふうな緊急着陸が二月二十四日や二十七日にあったということは、こういうのは連絡があるのでしょいか。それを聞かせていただきたいのと、このことについて市長はどういうふうにお考えになるか、これからどういうふうな態度をとっていくとされるか聞かせてください。

それと、チームスピリットの中で非常に行われますタッチアンドゴーの訓練、離着陸訓練ですけれども、これはもう先ほど私も言いましたけれども、二月二十五日は五分置きに市街地上空を、この市役所の真上を飛行機が、迷彩色のC130が飛んでくるわけです。これは二十三日を例にとりましても、もう非常に多いのです。二十三日は福生市の上空を飛んだについては、十二時五十九分から始まりまして、もう夜まで、五分置きに飛んでくるわけです。

これは当然騒音の問題もそうですけれども、市街地上空をこれだけ飛ぶということは先ほどの緊急着陸や消火訓練、こういうことにあわせて非常に福生が危険な目に遭っているという、これは証拠だというふうに思います。もうこれは十七日、二十日、二十一日、二十三日、二十四日、二十五日、三月二日と、こういう連日時に五分置きぐらいにずっとこのタッチアンドゴーをやっているわけです。騒音がひどくないからこれは今回のチームスピリットはそんなに大したことないのじゃないかということではなくて、それに波及的にあらわれる市街地上空飛行が五分に一回、常に空を見上げると米軍のC130が飛んでいるという状況が生まれているわけです。これはこのまま五月初旬まで続くわけです。

まあ何事も事故がなく済めばいいと思えますけれども、こういうような状態をやはり私はやめさせるために、すぐ中止の要請をしていただきたいというふうに思えますけれども、こういうような状態、今の横田基地での訓練の状態がこう